

## 関税法施行規則の一部を改正する省令案要旨

- 1 開港に入港しようとする外国貿易船の当該開港への入港時の積荷に関し、当該外国貿易船の運航者等及び当該積荷の荷送人が報告をしなければならない事項について財務省令で定めることとされている事項を規定するとともに、当該報告を政令で定めるときまでに行うことが困難なものとして財務省令で定めることとされている場合及び当該困難な場合の当該報告の期限等を定めることとする。（関税法施行規則第2条の2関係）
- 2 開港に入港しようとする外国貿易船の開港への入港時の積荷に関する事項について当該外国貿易船の運航者等及び当該積荷の荷送人が電子情報処理組織を使用して報告を行うことができない場合として財務省令で定めることとされている場合等について規定することとする。（関税法施行規則第2条の3関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成24年法律第19号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行することとする。